

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦である。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせる。

足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺人事件から、2016 年の東住吉事件にいたるまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019 年に松橋事件、2020 年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定した。また、2014 年に、袴田巖さんが死刑囚監房から解放され、2024 年 10 月袴田巖さんは、無罪が確定した。

これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、開示しないことが大きな壁となっていた。通常審では、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されましたが、再審においては、ルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

昭和 38 年に起きた狭山事件について仮釈放中で再審請求をしている石川一雄さん(85) が逮捕されて、23 日で 61 年が経過した。

無実の人を誤った裁判から迅速に救済するために、下記のとおり再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求める。

記

- 1 再審における警察・検察手持ちの証拠を全面開示とすること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てが行われることのないよう制限を加えること。
- 3 再審手続きの整備をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 18 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長

森 一人

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣